

# 水害等の場合の義援金の取り扱い

山口 昇 税理士

## Q

私は、新潟県内で小売業を営む個人事業主です。このたびの7・13新潟豪雨水害に対する義援金として、地元の新聞社とテレビ局が募集する義援金の受入口座に送金をしました。この寄付金に対しての税務上の取り扱いをお教えください。

## 寄付金控除等

納税者が国または地方公共団体、学校等の特定の団体に金銭や財産を寄付した場合または特定の公益信託の信託財産とするために金銭を支出した場合（特定寄付金という）には、その納税者の総所得金額等、退職所得金額または山林所得の金額から、〈表1〉の算式によって計算した金額を差し引くことができます（所法78）。

この制度は、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉の貢献その他公益の増進に寄与する目的で設けられていますので、すべての寄付金が控除の対象になるのではなく、その寄付の相手先、寄付の性格等が限定されています。

国または地方公共団体に対する寄付金と

## A

国または地方公共団体に対する寄付金は、〈表2〉に掲げるものに限られています。

**国等に対する寄付金**

特定寄付金とは

国または地方公共団体に対する寄付金と

〈表1〉 所得控除額

$$\left\{ \begin{array}{l} ①その年中に支出した特定寄付金の額の合計額 \\ ②その年分の総所得金額等（注）の合計額の \frac{25}{100} \end{array} \right\} \text{いずれか少ない額} - 10,000 \text{円} = \text{寄付金控除額}$$

（注）「総所得金額等」とは、純損失、雑損失、居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除後の総所得金額、特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額をいう。なお、政治活動に関する寄付金で、一定のものについては、所得控除に代えて、税額控除を選ぶことも可。

## 災害救助法適用被災者への義援金等

災害救助法の規定に基づき都道府県知事が救助を実施する区域として指定された区域の被災者のための義援金等の募集を行う募金団体（日本赤十字社、新聞・放送等の報道機関等）に対して拠出した義援金等については、その義援金等が最終的に義援金配分委員会等（災害対策基本法に規定する地域防災計画に基づき、地方公共団体が組織する義援金配分委員会その他これと目的を同じくする組織で地方公共団体が組織するものをいう）に対して、拠出されるものが募金趣意書等において明らかにされているものであるときは、地方公共団体に対する寄付金に該当するものとなります（所基通78-5）。

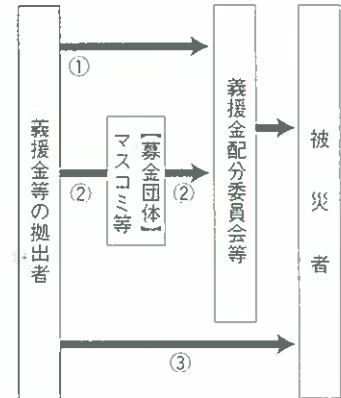
今回のお尋ねは、このケースに該当すると思われる。7・13新潟豪雨水害は、災害救助法の適用になった旨の報道がなされているようですので、その新聞社とテレビ局が募集した義援金が災害対策基本法に規定する義援金配分委員会等に対して拠出されることが明らかにされる場合には、地方公共団体に対する寄付金に該当することになり、寄付金控除の対象となるものと考えられます。

市町村が直接義援金等の援助を行う場合には、国または地方公共団体に対する寄付金として、寄付金控除の対象となります。

〈表2〉 特定寄付金の種類

寄付金の種類	内 訳
① 国及び地方公共団体に対する寄付金	寄付した者に特別の利益が及ばないもの
② 指定寄付金	民法第34条の規定により設立された法人（以下「公益法人」）に対する寄付金のうち、広く一般に募集され、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄付するための支出で、緊急を要するものに充てられることが確実であるものとして、財務大臣が指定したもの
③ 特定公益増進法人に対する寄付金	公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するもので一定のもの（特定公益増進法人）に対する寄付金で、その法人の主たる目的である業務に関連するもの
④ 認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭	公益信託のうち、信託終了の時における信託財産がその信託財産に係る信託の委託者に帰属しないこと等一定の要件を満たすことにつき主務大臣の証明を受けたもの（特定公益信託）で、そのうち、その目的が教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして一定の要件を満たすことにつき主務大臣の認定を受けたもの（認定特定公益信託）の信託財産とするために支出した金銭
⑤ 認定NPO法人に対する寄付金	NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対する寄付金で、その法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するもの
⑥ 政治活動に関する寄付金	政党または政治資金団体等に対する政治活動に関する寄付金で一定のもの

〈表3〉 災害義援金の流れ



（注）①及び②は、地方公共団体に対する寄付金に該当し、寄付金控除の対象となるが、③の場合は、寄付金控除の対象とならない。